

健康を大切に。環境を大切に。

中部公衆だより

No.

4

2014.1



Photo: 霜月まつり



一般財団法人
中部公衆医学研究所

ごあいさつ



新年 明けましておめでとうございます
皆様方におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えしたと思います。
昨年は、国政・外交と難問が多発しましたが、若干アベノミクスで明るさが感じられる年末になったと思われます。
弊中部公衆に於いても昨年は、取引先、お客様第一のサービス業としての運営をと思い、健康づくり部に

於いては、健診先企業、従業員の方々に健診の際のアンケート調査を行い、反省とより良い健診の為の資料とさせていただきます、今年の業務に充分取り入れてまいります。

また環境衛生部に於いては、生命の安全を守る飲料水、各種検査の精度を上げ、より早く、正しい結果をお届けしてまいります。

今般、水道水質検査優良試験所(水道G.L.P)として、日本水道協会より県下で2番目の認定を受けました。当研究所としても認定に恥じない、今まで以上の精度管理、検査を推進し皆様方に、お届け致したいと思っております。

本年も今まで以上に、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

理事長 横山 信之

職場のメンタルヘルス対策は大丈夫ですか？

本年度当初に厚生労働大臣が策定した、『第12次労働災害防止計画(実施期間 平成25年度～平成29年度)』の重点事項の中に「メンタルヘルス対策」が盛り込まれ、「対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」にすることが目標とされました。

弊社では平成10年より地元企業様のメンタルヘルス対策のお手伝いをさせて頂いており、これまでに培ってきたノウハウで様々な対応をさせて頂いております。

個人情報保護や職場内対応の難しさもあり、取り組むのに躊躇してしまうところではありますが、今後も社会的に重要視され続けることは必然です。そこで先ずは実態を把握することから始めてみませんか？企業様により事情は様々ですので、ご希望に沿った方法を一緒に考えさせていただきます。

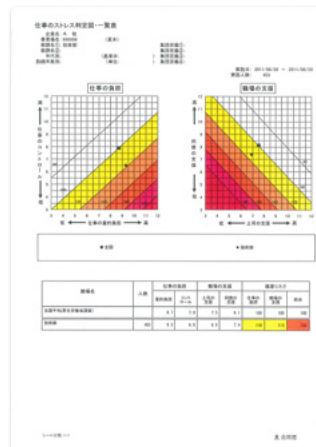
先ずは弊社保健師までご連絡ください。お待ちしております。

調査

チェックシート

結果納品

個人向け結果



事業所向け結果・統計(一部)

弊社保健師によるフォロー

労災補償の対象となる 疾病の範囲が改定されました



医師 牧野茂徳

労災(労働災害)とは業務中や通勤中に労働者が負傷、疾病、傷害、死亡する災害を言います。これら労働者の業務上あるいは通勤による傷病などに対して、労災保険制度は必要な保険給付を行う制度であります。そして、業務上の疾病の範囲については労働基準法施行規則別表第1の2に明確に示されています。下記に示しました。

業務上疾病の範囲(労働基準法施行規則別表第1の2)

1. 業務上の負傷に起因する疾病
2. 物理的因子による疾病
3. 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
4. 化学物質等による疾病
5. 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺合併症
6. 細菌、ウイルス等の病原体による疾病
7. がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病
8. 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
9. 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病
10. 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
11. その他業務に起因することの明らかな疾病

平成25年10月1日から上記労基則別表第1の2(①は第4号、②～④は第7号)に以下の疾病が追加されました。

- ① テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患
- ② ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- ③ 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- ④ ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

また、上記「別表第1の2」に基づく厚生労働大臣告示(平成8年労働省告示第33号)では、化学物質による症状・障害が列举されていますが、新たに17物質による症状・障害が追加されました。追加された物質はアジ化ナトリウム、インジウム及びその化合物、2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル、過酸化水素、グルタルアルデヒド、タリウム及びその化合物、テトラメチルチウラムジスルフィド、N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロファタルイミド、二亜硫酸ナトリウム、ニッケル及びその化合物(ニッケルカルボニルを除く。)、ヒドロキノン、1-ブロモプロパン、2-ブロモプロパン、ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン、ペルオキシ二硫酸アンモニウム、ペルオキシ二硫酸カリウム、ロジウム及びその化合物であります。

このように労災保険制度の補償の対象となる疾病が新たに追加されました。

参考資料、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>



水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)について

私たちの日々の生活に無くてはならない物の一つに水道水があります。その大切な水道水が水質基準に適合しているか否かは、私たちにとってとても関心の高い事だと思います。

テレビニュースや新聞などで、水道水が濁るなどの報道と共に、水道水を使用できない間、給水車で水を配給するなどを見聞きする機会も有ると思います。水道水が使用できない不便さは想像しただけでもお分かり頂けると思います。

この様に、私たちの生活に必要不可欠な、水道水の安全性を確認するための水質検査に、高い精度と信頼性が求められるのは当然といえるのではないのでしょうか。

かねてから、厚生労働省では、水道水の安全性を確保するため、水質検査機関に一定の条件を定めた、指定制度を導入して施行してきました。その後、公益法人改革の観点から、官民の役割分担及び規制の見直しが求められるようになり、平成15年の水道法の一部改正により、指定制から信頼性保証体制の確立を前提とした登録制度へ移行されました。

このように、水道水質検査は、一定の要件を満たした水質検査機関が行ってきた歴史がありますが、もう一段レベルの高い信頼性確保について要求が有ったのも事実です。

そのような状況を踏まえ日本水道協会が、医薬品や

食品衛生の分野では早くから導入されていた優良試験所規範(Good Laboratory Practice : GLP)の考え方を参考とし、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定登録開始したのを契機に、水道GLP登録機関も、水道局を中心に徐々に増えてきました。当研究所においても、指定機関から登録機関と常に水道水質検査に携わってきた歴史を基に、更なる信頼性を確保するため、この度、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)を取得、県内2社目となる認定登録をさせていただきました。

水道GLPに準拠した信頼性の高い検査に努めるとともに、より早く、そして正確に検査を行い、お客様にとって親切であることを再確認して、今後も、地域みなさんの水道水の安全安心に寄与できるよう、励んでまいります。



編集
後記

慌しくも新年を迎えることが出来ましたのも健康な身体と心があったからだと思います。

私共、医療に携わる者としては健康管理に気をつけたいと考えます。毎年この時期になると流行する「インフルエンザ」は要注意です。自分を守り周囲の人を守るために予防接種も大事ですが、簡単でいつでも出来る「手洗い、うがい」を私は大事にしたいです。今年が皆様にとって明るく健やかな年となりますことを祈念いたします。
(機関紙発行委員会)

中部公衆だより
第4号

発行

一般財団法人 中部公衆医学研究所 〒395-0051 長野県飯田市高羽町6丁目2-2
電話(0265)24-1777(代表) FAX(0265)24-2330 <http://www.chubukosyu.or.jp>
健康づくり部 企画情報課:(0265)24-1505 健康相談課:(0265)24-1507 環境衛生部:(0265)24-1509